

証券コード 9827

2021年3月15日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長 山 田 俊 之

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会前日の当社営業時間終了時（2021年3月29日（月曜日）午後6時）までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
新宿NSビル 30階 NSスカイカンファレンス ルーム5・6
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第80期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lilycolor.co.jp/>）において周知させていただきます。

＜ 株主の皆様へ ＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

[株主の皆様へのお願い]

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面により事前の議決権行使をしていただくようお願い申し上げます。

[ご出席される株主様へのお願い]

- ・ご出席される株主様は、マスクをご着用のうえ、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合は、会場へのご入場をご遠慮いただく場合がございます。
- ・当日は会場受付付近において、非接触型体温計による体温チェックを実施し、体温が高い株主様につきましてはご入場をお断りする場合がございます。
- ・当日ご体調が優れないと見受けられる株主様には、運営に従事する当社スタッフからお声かけする場合やご退出をお願いする場合がございます。

[当社の対応について]

- ・感染の予防措置として、役員および会場スタッフはマスク等を着用させていただきます。なお、議長および登壇者につきましては、飛沫拡散防止パネルを設置し、マスクを着用せずに議事進行をさせていただく予定です。
- ・会場フロア内各所に、除菌消毒液・汎用品のマスクを配備させていただきます。
- ・株主総会の議事は、感染症の拡大を避けるため、円滑な進行を図らせていただきます。

今後の状況変化などによって、対応等を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイト (<https://www.lilycolor.co.jp/>) からの発信情報をご確認いただきますよう併せてお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う一部変更

当社は、2020年12月25日にお知らせしたとおり、企業価値の更なる向上を図る観点から、監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めて経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 事業目的の一部変更

今後の事業展開に備えるため、当該目的について定める現行定款第1章総則第2条に所要の変更を加えるものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. 壁装材、カーテン、床材、襖紙その他のインテリア資材の製造、加工ならびに販売 2. 建築工事、内装工事および建具工事の請負	第 1 章 総 則 <現行どおり> 第2条 <現行どおり> 1. <現行どおり> 2. 建築工事、内装工事、建具工事、<u>土木工事、管工事、電気工事および解体工事</u>の請負

現 行 定 款	変 更 案
3. オフィス家具、事務機器、事務用品の販売ならびに設計、工事の請負 4. 古物の売買 5. 建築工事および内装工事の設計、工事監理 6. 貨物利用運送事業 7. 損害保険代理業 8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、管理およびコンサルティング <新設> <新設> <u>9.</u> 前各号に関する一切の附帯業務	3. <現行どおり> 4. <現行どおり> 5. <現行どおり> 6. <現行どおり> 7. <現行どおり> 8. <現行どおり> <u>9. 金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業</u> <u>10. 金融商品取引法に定める投資助言・代理業</u> <u>11.</u> <現行どおり>
第3条<条文省略>	第3条<現行どおり>
(機関の設置)	<現行どおり>
第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第5条<条文省略>	第5条<現行どおり>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条～第11条<条文省略>	第6条～第11条<現行どおり>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条～第13条<条文省略>	第12条～第13条<現行どおり>
(招集権者および議長)	<現行どおり>
第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
第15条～第18条<条文省略>	第15条～第18条<現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任決議は累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき満了</u>する。ただし、増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。 <新設> <新設>	第 4 章 取締役および取締役会 <現行どおり> 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> <現行どおり> 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> および<u>監査等委員である取締役の選任は、それぞれ区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2 <現行どおり> <現行どおり> 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時までとする。</u>ただし、増員または補欠により選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、他の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期の残存期間と同一とする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新設> (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。 2 <u>取締役会は、その決議により、取締役中から取締役会長、取締役名誉会長、取締役社長、専務取締役各1名および常務取締役若干名を選定することができる。</u> 第23条<条文省略> (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長に</u>差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを行う。 (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。	<u>(取締役の報酬等)</u> 第22条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別して定める。</u> <現行どおり> 第23条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。 <削除> 第24条<現行どおり> <現行どおり> 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役会議長は、取締役会で選定する。</u> 2 <u>取締役会議長に</u>差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを行う。 <現行どおり> 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをなす。 2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項につき取締役（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（<u>監査役が当該提案につき異議を述べたときを除く。</u>）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および<u>監査役が記名押印する。</u> 第28条<条文省略> <新設> <新設>	<現行どおり> 第27条 <現行どおり> 2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項につき取締役（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <現行どおり> 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役が記名押印する。 第29条<現行どおり> (<u>重要な業務執行の委任</u>) 第30条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u> (<u>執行役員</u>) 第31条 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、業務執行を委ねることができる。</u> 2 <u>執行役員に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程その他の社内規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役の員数)</u> 第29条 当会社に5名以内の監査役を置く。 <u>(監査役の選任)</u> 第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>(監査役の任期)</u> 第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき満了する。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の残存期間と同一とする。 <u>(常勤監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 <u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをなす。 <u>(監査役会議事録)</u> 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 取締役、監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第37条 当社は、取締役会の決議をもつて、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（<u>監査役であった者を含む。</u>）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）<u>、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第 7 章 計 算 第38条～第41条＜条文省略＞ ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞	第 7 章 取締役の責任免除 ＜現行どおり＞ 第37条 当社は、取締役会の決議をもつて、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 第 8 章 計 算 第38条～第41条＜現行どおり＞ 附 則 <u>（取締役の責任免除に関する経過措置）</u> 第 1 条 当社は、<u>第80回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 第 2 条 当社は、<u>第80回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 株 式 数
1	やま だ とし ゆき 山 田 俊 之 (1962年12月13日生)	1985年4月 株式会社三菱銀行(現株式会 社三菱UFJ銀行)入行 1993年4月 当社入社 1997年12月 経営企画部長 1999年3月 常務取締役総務本部長兼企画 本部長 2000年3月 専務取締役総務本部長兼企画 本部長 2001年3月 専務取締役総務本部長兼マー ケティング本部長 2002年7月 専務取締役総務本部長兼マー ケティング本部長兼オフィス 事業部統括 2003年4月 取締役専務執行役員総務本部 長兼マーケティング本部長兼 オフィス事業部統括 2005年6月 代表取締役最高執行責任者 2006年9月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 当社の会社経営に関する豊富な経験を有しており、人格・ 見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切 に遂行できるものと判断しております。	1,642,248株
2 ※	いま 今 ふく ひろし 今 福 宏 (1971年7月14日生)	2004年4月 当社入社 2009年4月 営業推進部長 2016年1月 事業計画本部長 2021年1月 執行役員総務本部長(現任) (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 当社の事業計画本部責任者としての豊富な経験を有して おり、人格・見識ともに優れていることから、取締役とし て職務を適切に遂行できるものと判断しております。	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 2. 山田俊之氏と当社との間に、不動産賃貸借の取引関係があります。
 そのほかには候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1 ※	さ とう のぶ お 佐 藤 伸 男 (1953年3月16日生)	1976年3月 当社入社 1998年1月 経理部長 2005年6月 執行役員総務本部長 2006年11月 取締役執行役員総務本部長 2009年1月 取締役常務執行役員総務本部 担当兼総務本部長 2016年1月 取締役専務執行役員社長補佐 総務本部担当兼総務本部長 2021年1月 取締役（現任） (重要な兼職の状況) なし	5,000株
		(監査等委員である取締役候補者としての選任理由) 長年にわたり総務本部担当責任者としての業務に携わり、当社の会社状況に精通していることから、取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	
2 ※	う え お か ゆ き の り 植 岡 敬 典 (1959年3月7日生)	2000年11月 株式会社ストラテジーコンサル ティングパートナーズ設 立、代表取締役社長（現任） 2008年4月 早稲田大学大学院経営管理研 究科非常勤講師（現任） 2014年3月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ストラテジーコンサルティングパ ートナーズ代表取締役社長 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師	一株
		(監査等委員である社外取締役候補者としての選任理由) 長年にわたりコンサルティング業務に携わられた豊富な経験および知見を活かした当社経営に対する有益な意見や指摘をいただけることが期待され、社外取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 株 式 数
3 ※	うつ み かつ ひこ 内 海 勝 彦 (1946年7月15日生)	1969年4月 古河電気工業株式会社入社 2003年6月 古河電気工業株式会社常務取締役兼執行役員常務 2005年6月 古河電池株式会社代表取締役社長 2015年3月 キヤノン電子株式会社社外取締役 (現任) 2015年3月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) キヤノン電子株式会社社外取締役 (監査等委員である社外取締役候補者としての選任理由) 経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられることから、社外取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株
4 ※	おお こ まこと 大 胡 誠 (1958年4月6日生)	1986年4月 弁護士登録 1986年4月 柳田野村法律事務所(現柳田国際法律事務所)入所(現任) 2013年6月 株式会社ジーテクト社外取締役(現任) 2014年8月 筑波大学法科大学院非常勤講師(現任) 2015年3月 当社社外監査役 (現任) 2016年4月 丸善C H I ホールディングス株式会社社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 柳田国際法律事務所 パートナー弁護士 丸善C H I ホールディングス株式会社取締役監査等委員 株式会社ジーテクト社外取締役 筑波大学法科大学院非常勤講師 (監査等委員である社外取締役候補者としての選任理由) 弁護士の資格を有しており、法務の専門的な見地から、当社のコーポレート・ガバナンス体制の確保に貢献していただけることが期待され、社外取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. ※印は監査等委員として新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 植岡敬典氏、内海勝彦氏および大胡 誠氏は、社外取締役候補者であります。
4. 植岡敬典氏、内海勝彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、植岡敬典氏は7年、内海勝彦氏は6年となります。
5. 大胡 誠氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、取締役候補者である植岡敬典氏、内海勝彦氏および大胡 誠氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、植岡敬典氏、内海勝彦氏および大胡 誠氏と、同様の契約を締結する予定であります。

また、佐藤伸男氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによつて当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号および第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。

7. 植岡敬典氏、内海勝彦氏および大胡 誠氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、引き続き独立役員になる予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬額について、1990年3月29日開催の第49回定時株主総会において、月額18,000千円以内（但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、今後の機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬額のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を月額10,000千円以内（但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は8名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は2名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、月額5,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

〈メモ欄〉

[illegible]

〈メモ欄〉

[illegible]

〈メモ欄〉

[illegible]

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿 2 丁目 4 番 1 号 新宿 NS ビル 30 階
NS スカイカンファレンス ルーム 5・6
TEL 03-3342-4891

※NS スカイカンファレンス（30 階）へは正面出入口側の直通エレベータをご利用下さい。



- 交通 ● JR（山手線・中央線・総武線・埼京線）・東京メトロ（丸ノ内線）
- ・京王線・小田急線各新宿駅「南口・西口」より徒歩約10分
 - 都営地下鉄（新宿線）・京王新線各新宿駅「新都心口」より徒歩約6分
 - 西武新宿線 西武新宿駅「南口」より徒歩約15分
 - 都営地下鉄（大江戸線）都庁前駅「A3出口」より徒歩約5分

第 80 期 報 告 書

(第80回定時株主総会招集ご通知添付書類)

自 2020年 1 月 1 日

至 2020年12月31日

東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長 山 田 俊 之

事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い景気は急速に悪化し、未だに収束の見通しも立っておらず、期終盤に段階的な経済活動の再開は見られたものの、感染拡大の傾向にあり、先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

インテリア業界におきましては、重要な指標である新設住宅着工戸数は、期を通して連続で前年対比マイナスで推移しており、先行きも予断を許さない状況となっております。

当社は、政府及び各都道府県の自粛要請に従い、従業員及び関係者の健康と安全を守ることを最優先とし、在宅勤務を導入する等勤務形態・通勤についても柔軟に対応し、出社時においても事務所内でのソーシャルディスタンスの確保に努めてまいりました。

このような環境のもとで、当社の売上高は前事業年度比9.9%減の32,760百万円、営業利益は前事業年度比86.6%減の88百万円、経常利益は前事業年度比93.8%減の37百万円、当期純利益は前事業年度比85.7%減の55百万円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

① インテリア事業

壁装材は2020年5月にホテル、商業施設、医療・福祉施設、オフィスや店舗など全てのコントラクト物件に向けた不燃ビニル壁紙見本帳“ウィル”を発行、カーテンは同年10月に様々なインテリアに合う豊富なデザインラインナップで、暮らしに「いろどり」と新しい住まい方を「さきどり」する空間づくりを提案するカーテン見本帳“サーラ”を発行、床材は同年1月に飲食店や店舗等の商業施設から賃貸等の住宅物件まで幅広く使える“エルワイタイル”を発行した他、壁装材見本帳“ライト”、“V-ウォール”、“らくらくリフォーム プレミアム”、カーテン見本帳“ファブリックデコ”、床材見本帳“クッションフロア”等を増冊発行し拡販に努めましたが、売上高は前年同期比7.9%減の26,284百万円となり、セグメント利益は前年同期比89.7%減の57百万円となりました。

② スペースソリューション事業

顧客企業のリニューアル、リノベーション需要の取り込み、3密を回避したオフィス空間の提案など顧客企業に対するより細やかなサービスの提供に努めました。売上高は前年同期比17.3%減の6,476百万円、セグメント利益は前事業年度比68.1%減の30百万円となりました。

1-2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

(1) 資金調達

特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資

特記すべき事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

特記すべき事項はありません。

(5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(財産及び損益の状況)

(単位：千円)

区 分	2017年12月期 (第77期)	2018年12月期 (第78期)	2019年12月期 (第79期)	2020年12月期 (第80期) 当事業年度
売上高	33,074,880	33,983,217	36,356,963	32,760,556
営業利益	104,453	182,839	660,494	88,620
経常利益	41,566	134,893	604,296	37,555
当期純利益(△損失)	△327,389	39,611	387,329	55,516
1株当たり当期 純利益(△損失)	△26円62銭	3円22銭	31円50銭	4円52銭
総 資 産	18,158,493	19,013,202	19,413,312	18,948,689
純 資 産	6,100,011	6,100,776	6,489,041	6,417,774
1株当たり純資産額	496円11銭	496円20銭	527円78銭	521円98銭

(注) 各事業年度の主要な変動要因は次のとおりであります。

2018年12月期(第78期)は、インテリア事業において、期後半に販売価格の改定を実施し、スペースソリューション事業も順調に推移したことから売上高、営業利益、経常利益、当期純利益は増加しております。

2019年12月期(第79期)は、インテリア事業において、2018年12月期(第78期)後半に販売価格の改定を実施したことを主因として売上高、営業利益、経常利益、当期純利益は増加しております。

2020年12月期(第80期)の状況につきましては、「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

1-4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況で推移するものと予想され、以下の課題を重点的に推進してまいります。

(1) スペースソリューション事業の強化

- ・リノベーション案件獲得、実施のための建設スペシャリストの採用
- ・ホテルを中心とした改修案件の獲得
- ・オフィス環境分野における取引顧客数の拡大
- ・企業の移転需要や、「働き方改革」に伴うオフィスリニューアル需要の取り込み

(2) インテリア事業における基盤再構築

- ・住宅リフォーム、中古マンションリニューアル需要等、小口案件の獲得強化
- ・見本帳投資の強化

(3) インテリア事業における非住宅案件の取り込み強化

- ・壁紙・床材・化粧シート等の取扱い商品群強化によるソリューション営業の推進
- ・医療福祉関係市場の重点開拓
- ・ホテル関係市場におけるスペースソリューション事業とのシナジー効果の拡大

1-5. 主要な事業内容

- (1) インテリア事業 ……壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品の仕入及び販売を行っており、主として当社独自で開発した商品「リリカラ」をメーカーに製造委託し、代理店あるいは一部内装工事業者等に販売しております。
- (2) スペースソリューション事業 ……オフィス家具、事務用品等の仕入及び販売、工事請負を行っております。

1-6. 主要な営業所等及び使用人の状況

(1) 主要な営業所等（2020年12月31日現在）

本 社 東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号
 営 業 所 インテリア事業
 札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、大阪支店
 （大阪府東大阪市）、広島支店（広島県廿日市市）、
 九州支店（福岡市）
 スペースソリューション事業
 スペースソリューション事業（東京都港区）
 流通センター インテリア事業
 東京流通センター（東京都品川区）、東大阪流通セン
 ター（大阪府東大阪市）

(2) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
514 (184)	42.5	15.7

セグメントの名称	従業員数(人)
イ ン テ リ ア 事 業	383 (176)
スペースソリューション事業	107 (4)
全 社 (共 通)	24 (4)
合 計	514 (184)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。
 2. パートタイマー及びアルバイトを含む臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外書で記載しております。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

1-8. 主要な借入先及び借入額（2020年12月31日現在）

借 入 先	期 末 借 入 残 高(千円)
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	636,140
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	353,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	299,003
株 式 会 社 り そ な 銀 行	294,840
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	274,006
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	175,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	145,000

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、経営体質の強化及び将来の事業展開に必要な内部留保の確保と経営成績に応じた配当を実施してまいりたいと考えております。

1-10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 41,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,294,987株（自己株式367,113株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 3,968名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山田俊之	1,642,248	13.35
山田典子	504,803	4.10
山田雅代	503,472	4.09
山田俊子	494,410	4.02
株式会社本間	475,000	3.86
リリカラ社員持株会	391,488	3.18
岡三オンライン証券株式会社	306,600	2.49
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	265,800	2.16
沖野幸一	203,100	1.65
株式会社三井住友銀行	200,600	1.63

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式）367,113株を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第三位を切捨てて、小数点第二位まで表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（2020年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 田 俊 之	代表取締役社長	
佐 藤 伸 男	取締役 専務執行役員 社長補佐 総務本部担 当兼総務本部長	
北 村 和 久	取締役 常務執行役員マーケティング本部担当 兼マーケティング本部長	
赤 星 聡	取締役 執行役員リノベーション営業本部担当 兼リノベーション営業本部長	
原 伸	取締役 執行役員オフィスソリューション営業 本部担当 兼オフィスソリューション営業本部長	
末 松 博 貴	取締役 執行役員インテリア営業本部担当 兼インテリア営業本部長	
植 岡 敬 典	取締役	株式会社ストラテジーコンサル ティングパートナーズ代表 取締役社長 早稲田大学大学院経営管理研 究科非常勤講師
内 海 勝 彦	取締役	キャノン電子株式会社社外取 締役
西 村 治 重	監査役（常勤）	
岩 崎 守 康	監査役	岩崎公認会計士事務所 所長
岡 田 清	監査役	大江戸温泉物語株式会社監査役 大江戸温泉物語ホテルズ&リ ゾーツ株式会社監査役
大 胡 誠	監査役	柳田国際法律事務所パートナー 株式会社ジーテクト社外取締役 筑波大学法科大学院非常勤講師 丸善CH1ホールディングス 株式会社社外取締役（監査等 委員）

- (注) 1. 2020年3月27日開催の第79回定時株主総会において、末松博貴氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 2020年12月25日開催の取締役会において、2021年1月1日付で下記のとおり取締役の地位及び担当の異動を決議いたしました。

氏 名	異動後の地位及び担当
佐 藤 伸 男	取締役

3. 取締役植岡敬典氏、内海勝彦氏の2名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役岩崎守康氏、岡田清氏、大胡誠氏の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役岩崎守康氏及び監査役岡田清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役植岡敬典氏、内海勝彦氏、監査役岩崎守康氏、大胡誠氏の4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役又は監査役ごとの報酬等の総額

(当事業年度に係る役員の報酬等の総額)

区 分	支給人数(名)	報酬等の額(千円)	摘 要
取 締 役	8	44,600	
監 査 役	4	12,480	
計	12	57,080	

- (注) 1. 株主総会の決議による役員の報酬限度額は、取締役につき月額18,000千円以内(1990年3月29日開催定時株主総会決議。但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。)、監査役につき月額1,500千円以内(2000年3月30日開催定時株主総会決議)であります。
2. 上記のうち社外役員(社外取締役及び社外監査役)の報酬等の総額は16,680千円であり、支給人数は5名であります。

(3) 責任限定契約に関する事項

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役及び監査役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である植岡敬典氏、内海勝彦氏、監査役である西村治重氏、社外監査役である岩崎守康氏、岡田清氏、大胡誠氏の6名は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)又は監査役が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号及び第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)又は監査役を当然に免責するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名	兼職先での地位
取締役	植岡敬典	株式会社ストラテジーコンサルティングパートナーズ	代表取締役社長
		早稲田大学大学院	非常勤講師
	内海勝彦	キャノン電子株式会社	社外取締役
監査役	岩崎守康	岩崎公認会計士事務所	所長
	岡田 清	大江戸温泉物語株式会社	監査役
		大江戸温泉物語ホテルズ&リゾート株式会社	監査役
	大胡 誠	柳田国際法律事務所	パートナー
		株式会社ジーテクト	社外取締役
		筑波大学法科大学院	非常勤講師
		丸善C H I ホールディングス株式会社	社外取締役(監査等委員)

(注) 社外役員の各兼職先法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

(社外役員の主な活動状況)

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	植岡敬典	当事業年度中に開催した12回の取締役会のうち12回に出席しております。議案審議等に必要な発言を、経営的な見地から適宜行っております。
	内海勝彦	当事業年度中に開催した12回の取締役会のうち12回に出席しております。議案審議等に必要な発言を、経営的な見地から適宜行っております。
監査役	岩崎守康	当事業年度中に開催した12回の取締役会のうち9回に出席しております。また、当事業年度中に開催した13回の監査役会のうち10回に出席しており、議案審議等に必要な発言を、主に公認会計士としての専門的見地から適宜行っております。
	岡田 清	当事業年度中に開催した12回の取締役会のうち12回に出席しております。また、当事業年度中に開催した13回の監査役会のうち13回に出席しており、議案審議等に必要な発言を、主に公認会計士としての専門的見地から適宜行っております。
	大胡 誠	当事業年度中に開催した12回の取締役会のうち12回に出席しております。また、当事業年度中に開催した13回の監査役会のうち13回に出席しており、議案審議等に必要な発言を、主に弁護士としての専門的見地から適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

会計監査人の名称 清陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,500千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認した上で、会計監査人の報酬等について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等においては、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を行動規範とする。

その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。又、総務部を中心に取締役・従業員に対して教育等を行う。内部監査課は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの結果は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。又、法令上疑義がある行為等について従業員が直接情報提供を行える手段として「内部通報規程」に基づく通報・相談窓口体制を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、総務本部長が責任を持って保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を明確化するために、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。委員会は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等それぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い取締役会に報告する。内部監査課は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会、監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催する。
- ② さらに、常勤取締役及び執行役員並びに社長の指名した役職員による、経営会議を原則月 1 回以上開催し、審議のうえ執行決議を行う。
- ③ 当社は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査課員等から監査役を補助すべき使用人として指名する。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。又、当該使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、職務執行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
- ② 取締役及び従業員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いもしてはならないものとし、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払もしくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正性を確保するうえで、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- ③ 監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士、その他の外部のアドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
- ④ 内部統制システムに係る監査の実施基準に基づいて、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応していないと認めた場合には、監査役は、内部統制システムの不備として、内部監査部門等又は内部統制部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じて代表取締役社長又は取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じるものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行うものとする。又、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない旨を明記し、取締役及び従業員、その他会社の業務に従事する者に対し、啓蒙活動を継続的に実施するものとする。
- ② 反社会的勢力の排除に向けた体制としては、総務本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応するものとする。
- ③ 又、反社会的勢力からの不当な要求に接したときには、外部機関（警察、顧問弁護士等）と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

6-2. 運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に沿って内部統制システムを整備し運用を行っております。当事業年度の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続の見直しが行われており、上記の基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。なお、その概要を記すと次のとおりとなります。

- (1) 取締役会を12回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営成績を検討するとともに法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また経営会議を12回開催しており、審議のうえ執行決議を行いました。
- (2) 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会をはじめとする重要会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守についての監査を行いました。
- (3) コンプライアンス委員会を4回、リスク管理委員会を4回開催し、取締役・監査役・各部門責任者より、コンプライアンスの徹底、リスクの未然防止について全社的な情報共有を行いました。
- (4) 監査役と会計監査人、内部監査課は適宜情報交換を行っており、内部統制の不備については早期に是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,608,979	流 動 負 債	10,681,839
現 金 及 び 預 金	2,908,214	支 払 手 形	319,547
受 取 手 形	1,407,909	電 子 記 録 債 務	1,189,102
電 子 記 録 債 権	1,995,775	買 掛 金	7,019,842
売 掛 金	4,498,407	短 期 借 入 金	389,000
商 品	2,324,490	1年内償還予定の社債	85,000
未 成 工 事 支 出 金	142,993	1年内返済予定の	
貯 蔵 品	370	長 期 借 入 金	486,788
前 渡 金	7,000	リ ー ス 債 務	82,000
前 払 費 用	116,871	未 払 金	358,962
前 払 見 本 帳 費	419,949	未 払 消 費 税 等	177,708
未 収 入 金	780,413	未 払 費 用	99,830
そ の 他	22,126	未 払 法 人 税 等	133,437
貸 倒 引 当 金	△15,543	前 受 金	9,933
固 定 資 産	4,339,709	預 り 金	31,209
有形固定資産	1,328,378	前 受 収 益	1,462
建 物	197,908	賞 与 引 当 金	126,775
機 械 及 び 装 置	13,074	株 主 優 待 引 当 金	2,647
車 両 運 搬 具	2,132	固 定 資 産 購 入 等 支 払 手 形	168,590
工 具、器 具 及 び 備 品	32,282	固 定 負 債	1,849,075
土 地	972,145	社 債	20,000
リ ー ス 資 産	110,834	長 期 借 入 金	1,301,201
無形固定資産	256,944	リ ー ス 債 務	173,012
ソ フ ト ウ ェ ア	112,282	退 職 給 付 引 当 金	248,739
電 話 加 入 権	10,306	資 産 除 去 債 務	69,115
リ ー ス 資 産	134,354	そ の 他	37,007
投資その他の資産	2,754,387	負 債 合 計	12,530,914
投 資 有 価 証 券	217,851	純 資 産 の 部	
出 資 金	4,805	株 主 資 本	6,377,454
破 産 更 生 債 権 等	106,548	資 本 金	3,335,500
長 期 前 払 費 用	266	資 本 剰 余 金	2,362,793
長 期 前 払 見 本 帳 費	102,877	資 本 準 備 金	2,362,793
見 本 帳 製 作 仮 勘 定	361,103	利 益 剰 余 金	739,734
繰 延 税 金 資 産	151,005	そ の 他 利 益 剰 余 金	739,734
貸 貸 不 動 産	52,116	繰 越 利 益 剰 余 金	739,734
差 入 保 証 金	1,821,776	自 己 株 式	△60,573
そ の 他	42,584	評 価 ・ 換 算 差 額 等	40,319
貸 倒 引 当 金	△106,548	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,319
資 産 合 計	18,948,689	純 資 産 合 計	6,417,774
		負 債 純 資 産 合 計	18,948,689

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売	上	高				
商 品 売 上	高				28,122,971	
完 成 工 事	高				4,637,585	32,760,556
売	上	原 価				
商 品 売 上	原 価				19,972,248	
商 品 期 首 た な 卸	高				2,508,484	
当 期 商 品 仕 入	高				20,170,362	
合 計					22,678,847	
見 本 帳 製 作 等 振 替	高				382,108	
商 品 期 末 た な 卸	高				2,324,490	
完 成 工 事 原 価					3,802,261	23,774,510
売	上	総 利 益				
商 品 売 上	総 利 益				8,150,722	
完 成 工 事	総 利 益				835,323	8,986,046
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						8,897,425
営 業 外 利 益						88,620
受 取 利 息					1,202	
受 取 配 当 金					8,293	
不 動 産 賃 貸 料					19,980	
受 取 保 険 配 当 金					10,855	
雑 業 外 収 入					4,660	44,991
営 業 外 費 用						
支 社 払 債 利 息					16,482	
手 形 売 却 損					1,321	
電 子 記 録 債 権 売 却 損					20,003	
売 上 割 引					24,377	
不 動 産 賃 貸 費 用					5,077	
雑 業 外 損 失					20,327	
経 常 利 益					8,467	96,057
特 別 利 益						37,555
投 資 有 価 証 券 売 却 益					14,327	
助 成 金 収 入					124,306	138,633
税 引 前 当 期 純 利 益						176,189
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税					114,116	
法 人 税 等 調 整 額					6,555	120,672
当 期 純 利 益						55,516

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	3,335,500	2,362,793	2,362,793	770,282	770,282
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			—	△86,064	△86,064
当 期 純 利 益			—	55,516	55,516
自己株式の取得			—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			—		—
当期変動額合計	—	—	—	△30,548	△30,548
当 期 末 残 高	3,335,500	2,362,793	2,362,793	739,734	739,734

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△60,573	6,408,002	81,039	81,039	6,489,041
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△86,064		—	△86,064
当 期 純 利 益		55,516		—	55,516
自己株式の取得		—		—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	△40,719	△40,719	△40,719
当期変動額合計	—	△30,548	△40,719	△40,719	△71,267
当 期 末 残 高	△60,573	6,377,454	40,319	40,319	6,417,774

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

壁装材等内装材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

事務用品等 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③ 貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び 定率法によっております。

賃貸不動産 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）

（リース資産を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38年～47年

工具、器具及び備品 5年～15年

無形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

（リース資産を除く）自社利用のソフトウェア 5年

リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
株主優待引当金	株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
工事損失引当金	請負工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、上記のほか、2003年3月31日に適格退職年金制度を廃止したことに伴い、廃止時における退職一時金額を確定し、年金資産を従業員に分配するとともに、年金資産が退職一時金額に不足する場合の不足額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益及び費用の計上基準	当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
--------------------	---

(7) 商品見本帳の会計処理

製作完了前の商品見本帳にかかる製作費用は、見本帳製作仮勘定として計上しており、製作完了後の商品見本帳にかかる製作費用の処理は、次のとおりであります。

- ① 定期的に改訂を行う商品見本帳の製作費用は、「長期前払見本帳費」として計上し、商品見本帳の改訂時から次期改訂時までの期間に応じ均等償却を行っております。

なお、そのうち1年以内に費用となるべき額は流動資産「前払見本帳費」として計上しております。

- ② 随時に発行する商品見本帳の製作費用は、商品見本帳配布時の費用として計上しており、未配布の商品見本帳にかかる費用は流動資産「前払見本帳費」に含めて計上しております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の適用要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、一部の借入金について金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性の評価を行っておりません。

(9) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

■追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は軽微であり、当事業年度末での会計上の見積りに大きく影響を与えるものではないと判断しております。なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、事態が深刻化した場合は翌事業年度以降の当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

■貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	96,020千円
土地	441,249千円
賃貸不動産	21,035千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	250,160千円
一年内返済予定の長期借入金	159,632千円
長期借入金	1,057,214千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,969,834千円

賃貸不動産の減価償却累計額

74,497千円

3. 保証債務

従業員7名の銀行からの借入債務に対して債務保証を行っております。

2,522千円

4. 取締役に対する金銭債権

長期金銭債権

10,200千円

5. 金融機関休業日満期手形

金融機関休業日満期手形については、手形交換日に入出金の処理を行う方法によっておりますが、事業年度末日が金融機関の休業日に当たるため、同日満期手形が次のとおり期末残高に含まれております。

受取手形

90,860千円

電子記録債権

9,725千円

電子記録債務

7,784千円

■株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当 事 業 年 度 増加株式数(株)	当 事 業 年 度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,662,100	—	—	12,662,100
合計	12,662,100	—	—	12,662,100
自己株式				
普通株式	367,113	—	—	367,113
合計	367,113	—	—	367,113

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	86,064	7.00	2019年12月31日	2020年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

■税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	243,722千円
減損損失	174,089千円
商品評価損	91,829千円
賞与引当金	38,818千円
廃番品見切損	38,358千円
貸倒引当金	37,384千円
差入保証金評価損	26,010千円
資産除去債務	21,163千円
未払事業税	15,986千円
未払事業所税	9,562千円
助成金収入	9,217千円
投資有価証券評価損	7,856千円
その他	16,152千円
繰延税金資産小計	730,152千円
評価性引当額	△565,468千円
繰延税金資産合計	164,683千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,534千円
その他	1,143千円
繰延税金負債合計	13,678千円
繰延税金資産の純額	151,005千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な原因別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4%
住民税均等割額	27.5%
評価性引当額の増減	5.6%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4%

■リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動倉庫設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

■金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達を行う場合には銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金、また未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金のうちゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入居保証金は貸主、営業保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び電子記録債権並びに買掛金、また未払金、固定資産購入等支払手形は、そのほとんどが6ヶ月以内に支払期日の到来するものであります。

短期借入金、社債及び長期借入金並びにリース債務は、主に運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的にしたものであり、償還日は最長で決算日後4年10ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。なお、当該変動リスクについて一部デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記1.重要な会計方針(8)ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

外部信用調査機関の信用情報等を活用した与信管理を行うとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、一部金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画の作成及び更新をするとともに、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,908,214	2,908,214	—
(2) 受取手形	1,407,909	1,407,909	—
(3) 電子記録債権	1,995,775	1,995,775	—
(4) 売掛金	4,498,407	4,498,407	—
(5) 未収入金	780,413	780,413	—
(6) 投資有価証券	187,275	187,275	—
(7) 破産更生債権等 貸倒引当金(※1)	106,548 △106,548		
	—	—	—
(8) 差入保証金	990,795	975,585	△15,210
資産計	12,768,792	12,753,581	△15,210
(1) 支払手形	319,547	319,547	—
(2) 電子記録債務	1,189,102	1,189,102	—
(3) 買掛金	7,019,842	7,019,842	—
(4) 短期借入金	389,000	389,000	—
(5) 未払金	358,962	358,962	—
(6) 未払消費税等	177,708	177,708	—
(7) 未払法人税等	133,437	133,437	—
(8) 預り金	31,209	31,209	—
(9) 固定資産購入等支払手形	168,590	168,590	—
(10) 社債(※2)	105,000	104,983	△16
(11) 長期借入金(※3)	1,787,989	1,787,001	△987
(12) リース債務(※4)	255,012	255,261	248
負債計	11,935,403	11,934,649	△754
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。
- (7) 破産更生債権等
担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- (8) 差入保証金
ゴルフ会員権は、期末会員権相場によっております。差入入居保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払消費税等、(7) 未払法人税等、(8) 預り金、(9) 固定資産購入等支払手形
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (10) 社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (11) 長期借入金
元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (12) リース債務
元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めております。

- (注2) 非上場株式(貸借対照表計上額30,575千円)及び出資金(貸借対照表計上額4,805千円)、差入保証金(貸借対照表計上額830,980千円)につきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

■持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

■関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等 の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	山田俊之	当社代表取 締役社長	被所有 直接 13.3	倉庫の貸借	賃借料の 支払	2,173	差入保証金	10,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 賃借料は、近隣の取引実勢を参考に、価格交渉の上で決定しております。

2. 当社は賃借料の一部について山田俊之氏と、2020年4月30日付で賃料免除に関する覚書を締結いたしました。

3. 取引金額は消費税を含めておりません。

■1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 521円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円52銭 |

■重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

リリカラ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 板垣 太榮三 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾関 高德 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 智喜 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リリカラ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

リリカラ株式会社 監査役会

常勤監査役 西村 治重 ㊞

社外監査役 岩崎 守康 ㊞

社外監査役 岡田 清 ㊞

社外監査役 大胡 誠 ㊞

以 上